

申請先：一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「団体内統合宛名機能を実装した製品」PF準拠確認チェックリスト

APPLIC 登録番号： ★APPLICで記載

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2015
 ・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.0
 ・プラットフォーム通信標準仕様V2.3

(2) PF準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(a) 申請日(西暦年月日)：

(b) 申請区分(新規、修正、破棄)：

(c) 申請者

団体名： ★識別キー項目1
 団体のURL： (識別キー項目4つで
 APPLIC会員番号： ユニークになるように
 申請者が指定する)

(d) 製品情報

代表製品名： ★識別キー項目2
 製品説明のURL：
 複数製品で構成する場合追記：
 複数製品で構成する場合追記：
 複数製品で構成する場合追記：

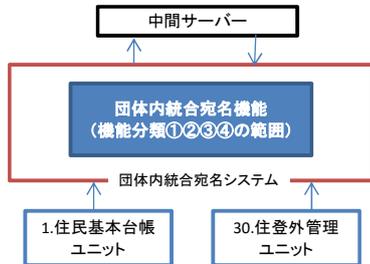
製品識別情報(バージョン等)： ★識別キー項目3

リリース日(予定)(西暦年月日)：

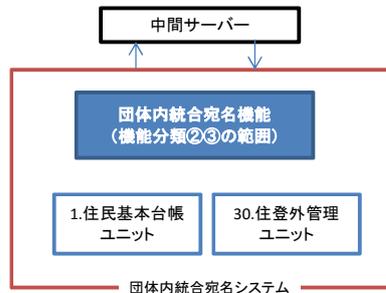
対応OS：

(e) 機能提供パターン

a) 別途構築型：「団体内統合宛名システム」の
 全ての機能を別途構築」する場合



b) 追加構築型：「業務ユニットの機能を活用し、
 不足する機能のみを追加構築」する場合



b)追加構築型の場合、団体内統合宛名機能を分担する代表的な自治体業務アプリケーションユニット製品を必ず記載
 (同一製品の場合は同一の製品名を記載)。なお、追記事項が有れば、備考欄に記入の事。

住民基本台帳ユニット：
 製品説明のURL：
 住登外管理ユニット：
 製品説明のURL：

備考：

【付録2.7】

地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト：「団体内統合宛名機能を実装した製品」

(3)PF準拠確認チェック項目(準拠ルール)						
◎：対応、○：制限事項(制限事項はシートの備考欄に記載あり) ↓ ↓						
製品形態に合わせてどちらか一方の列に記入すること						
番号	要件	準拠ルール	必須/選択	a) 製品・システム 確認	b) 製品・システム 確認	APPLIC 確認欄
1	団体内統合宛名機能	団体内統合宛名システム(地方公共団体で業務横断的に宛名、住所、所在地等の情報の保持・管理を行う宛名管理システム)を実現するための機能。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様[1-14]2章を参照) b)追加構築型の場合は、「1-1団体内統合宛名管理に関する機能」「1-4既存システムとの連携に関する機能」を住民基本台帳ユニット・住登外管理ユニットにて実現すること。		◎		○
1-1	①団体内統合宛名管理に関する機能	団体内統合宛名管理に関する機能として、以下の機能を持つこと。 - 団体内統合宛名番号付番機能 - 宛名情報等管理機能 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様[1-14]の機能一覧を参照)	必須	◎	※1	
1-2	②符号取得に関する機能	符号取得に関する機能として、以下の機能を持つこと。 - 符号取得要求機能 - 符号取得状態確認機能 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様[1-14]の機能一覧を参照)	必須	◎		
1-3	③中間サーバーとの連携に関する機能	中間サーバーとの連携に関する機能として、以下の機能を持つこと。 - 団体内統合宛名番号通知機能 - 団体内統合宛名情報提供機能 - 団体内統合宛名番号変更機能 - 団体内統合宛名番号削除機能 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様[1-14]の機能一覧を参照)	必須	◎		
1-4	④既存システムとの連携に関する機能	既存システムとの連携に関する機能として、以下の機能を持つこと。 - 既存システム連携機能 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様[1-14]の機能一覧を参照)	必須	◎	※1	
2	インタフェース					○
2-1	データ項目	(a)団体内統合宛名機能と中間サーバーとの間で、中間サーバー・ソフトウェアの「外部インタフェース仕様書」等で規定されているデータ項目について、連携できること。	必須	◎		
		(b)団体内統合宛名機能は、自治体業務アプリケーションユニット(住民基本台帳ユニット、住登外管理ユニット)との間で、標準仕様のインタフェース仕様で規定されているデータ項目を扱えること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様[1-14]のデータ項目を参照)	必須	◎		
3	通信仕様					○
3-1	通信機能	(a)団体内統合宛名機能と中間サーバー間の通信は、中間サーバー・ソフトウェアの「システム方式設計書」「外部インタフェース仕様書」等で示される内容に準拠していること。	必須	◎		
		(b)団体内統合宛名機能と住民基本台帳ユニット・住登外管理ユニット間の通信は、「プラットフォーム通信標準仕様」に準拠していること。	必須(※2)	◎		

※1: b) 追加構築型の場合、①団体内統合宛名管理に関する機能 ④既存システムとの連携に関する機能については、機能を分担する自治体業務アプリケーションユニット側で実現されていることを前提に準拠確認の対象外とする

※2: b) 追加構築型において住民基本台帳ユニット・住登外管理ユニットの機能を拡張し、団体内統合宛名機能を内包する場合、本項目はチェック対象外とする

備考欄(前提条件や制限事項)